

第 52 期平成 30 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 30 年 7 月 4 日(水)

於：高松サポート合同庁舎

香川労働局第 1 会議室

出席者	公益側	東、籠池、佐川、高塚、松浦
	労働者側	瀧、立石、土田
	使用者側	安部、綾田、友國、濱田、福家

- 議 題
- (1) 香川県最低賃金の改正諮問
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等承認
 - (3) 平成 30 年度最低賃金の審議の進め方等承認
 - (4) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の決議
 - (5) その他

【賃金室長】 ただ今から、平成 30 年度第 1 回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側の楠本委員、中村委員が欠席されておりますが、全委員の 3 分の 2 以上であります 13 名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、本年度第 1 回目の会議ですが、皆様には第 52 期の最低賃金審議会委員として、昨年度に引き続き審議をお願いすることになりますが、公益代表委員の柴田委員の退任に伴い、新しく 1 名の委員の方を任命させていただいております。

最初に 1 ページ資料 No. 1 の名簿によりまして、名簿順にお名前だけ御紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、新しく任命させていただ

きました籠池委員、佐川委員、高塚委員、松浦委員でございます。

労働者代表委員といたしまして、本日ご欠席ですが楠本委員、瀧委員、立石委員、土田委員、ご欠席ですが中村委員でございます。

使用者代表委員といたしまして安部委員、綾田委員、友國委員、濱田委員、福家委員、以上の15名でございます。

続いて事務局側ですが、局長の亀澤、労働基準部長の稲葉、賃金室長補佐の北原、賃金係の鳥取、賃金調査員の白方、私、賃金室長の橘川でございます。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、会長につきましては、継続してお願いすることといたしておりますが、会長代理の柴田委員の退任に伴いまして、最低賃金法第24条第4項の規定により、会長代理を選出する必要がございます。従来、公益委員の間で協議の上内定し、委員の皆様のご承認を得て決定してまいったところですが、従来通り進めさせていただいてよろしいでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【賃金室長】 それでは公益委員の方々であらかじめご協議いただいた結果、会長代理には東委員と伺っております。

ご異議ございませんでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【賃金室長】 それでは、東委員、よろしく願いいたします。

続きまして、既にお目通ししていただいていると思っておりますが、本日の資料についてご確認をお願いします。

資料No. 1 第52期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程

資料No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

資料No. 4 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱

- 資料No. 5 第 52 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
(案)
- 資料No. 6 平成 30 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)
- 資料No. 7 平成 30 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日
一覧表
- 資料No. 8 平成 29 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の
開催状況
- 資料No. 9 「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び「未来投資
戦略 2018」等について
- 資料No. 10 香川の賃金概況(平成 30 年)
- 資料No. 11 香川県の雇用情勢、労働市場の動向(平成 30 年 4 月分)
- 資料No. 12 香川県内経済概況(平成 30 年 4 月)
- 資料No. 13 香川県金融経済概況(平成 30 年 6 月 11 日)
- 資料No. 14 「四国の最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の是正を
求める要請」(全国労働組合総連合四国地区協議会)

また、別途配付資料として

- 平成 30 年度版最低賃金決定要覧
- 平成 30 年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- 「香川県働き方改革推進支援センター」利用案内
- 「業務改善助成金」利用案内
- 香川県の雇用情勢、労働市場の動向の最新版
(平成 30 年 5 月分)

を机上に置かせていただいておりますが、不足資料等はありませんか。

皆様資料不足等はないようですので、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思いますが、会長の松浦委員、会長代理の東委員より一言ご挨拶をいただければと存じます。

よろしく申し上げます。

【松浦会長】 松浦でございます。昨年に引き続き会長職を仰せつ

かることになりました。よろしくお願いいたします。

去年は、厳しい情勢のなか、なんとか労使双方が妥結いたしまして、全会一致の答申ができたことを深く感謝いたします。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【東会長代理】 会長代理を仰せつかりました東でございます。

会長代理としてはなはだ微力ではございますが、しっかり務めを果たせるようがんばって参りたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【賃金室長】 それでは、これからの議事進行は会長にお願いいたします。

【松浦会長】 それでは最初に議題（１）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

【賃金室長】 それでは、はじめに局長から会長へ諮問文をお渡しします。

【局長から、諮問文を会長へ手交】

【亀澤労働局長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 それでは、諮問文の写しを各委員に配付してください。

《事務局より各委員へ諮問文(写)を配布》

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、局長、説明をお願いします。

【亀澤労働局長】 香川労働局長の亀澤でございます。

ただいま、香川県最低賃金の改正諮問をいたしましたのでその趣旨等について説明いたします。

その前に、委員の皆様におかれましては、日頃より労働行政、とりわけ最低賃金制度について、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、6月26日に平成30年度では初回となります第50回中央最低賃金審議会が開催され、厚生労働大臣から平成30年度地域別最低賃金の目安について諮問されたところです。

この目安諮問においては、「働き方改革実行計画」に配意した調査審議を求めるものとなっております。

我が国経済は、デフレ脱却への道筋を進んでおります。

一方、昨年3月に総理を議長に産業界と労働界のトップが構成員となった働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」における課題として、政労使が一体となって働き方改革を進め、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されること、また、「経済の好循環をさらに確実にすることにより、総雇用者所得を増加させていく」とされているところでございます。

このような認識の下、働き方改革実行計画においては、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされているところでございます。

当審議会の金額改定審議においても同様に、「これに配意した、調査審議をお願いする」こととしたものです。

このような点についてもご配意いただき、香川県最低賃金の改定についてご審議くださいますよう、お願いするとともに、審議会の総意として、ぜひとも全会一致での答申をいただけますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今の局長からの諮問について、何かご質問、ご意見ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

【松浦会長】 それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

会議次第によりまして、議題（２）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 それでは、ご説明いたします。

３ページから９ページの資料No. ２、３、４、５をご覧ください。
３ページ資料No. ２が「審議会運営規程」、５ページ資料No. ３が「運営小委員会運営規程」、７ページ資料No. ４が「会議公開要綱」、９ページ資料No. ５が「運営小委員会委員名簿（案）」、となっております。

資料No. ２、３、４につきましては、昨年７月３日に開催されました、第５２期平成２９年度第１回の本審におきまして審議の上承認され、同日より施行されているものです。

資料No. ５の運営小委員会委員名簿（案）につきましては、柴田委員の退任に伴い、（案）とさせていただきます。

それでは、内容を簡単に説明させていただきます。

まず、３ページ資料No. ２「審議会運営規程」ですが、

○第２条第３項（会議の招集）

会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

会議を招集しようとするときは、遅くとも３日前までには、付議事項、日時等を通知します。

○第３条（小委員会）

会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

２ 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員３名ずつ

合計 9 名とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。

委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

この小委員会では、主として特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

そして、第 52 期最賃審における小委員会は、昨年度の第 1 回本審において設置されているわけですが、柴田委員の後任として高塚委員を候補とさせていただきます。

そこで、ご異議等がなければ、9 ページ資料 No. 5 の名簿のとおりお願いするというご承認いただければと考えております。

なお、「運営小委員会運営規程」は 5 ページ資料 No. 3 のとおりでございます。

○第 6 条（会議の公開）

会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

会議の公開についてですが、第 6 条に規定されているように、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合等の判断によりまして、本審についてのみ公開、それ以外の運営小委員会、専門部会については非公開としているところでございます。

○第 7 条（議事録及び議事要旨）

会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

議事録及び議事要旨については、本審は、議事録及び資料は公開、本審以外の運営小委員会、専門部会につきましても、会議の公開と同様の理由により、議事録については非公開とし、別途議事要旨を作成して公開しております。

なお、「会議公開要綱」は7ページ資料No.4のとおりでございます。

主な内容は以上のとおりです。

「審議会運営規程」「運営小委員会運営規程」「会議公開要綱」について、引き続きこの内容で運営してよろしいかどうかお諮りしたいと思います。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

《各委員より「なし」の声あり》

【松浦会長】 それでは、特にご意見がないようですので、議題(2)の「審議会運営規程」「運営小委員会運営規程」及び「会議公開要綱」については引き続きこの内容で運営してまいります。

それから、資料No.5の「運営小委員会委員名簿(案)」については、新たに高塚委員を指名させていただくということによろしいでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【松浦会長】 それでは、高塚委員にお願いすることといたします。

つづきまして、議事録の署名委員ですが、運営規程の第7条により、「会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする」とされており、引き続き労働者側は立石委員、使用者側は福家委員にお願いしたいと思っております。当日ご欠席の場合は、出席委員の中から指名させていただくということでご承認いただければと思っております。

それでは、次に議題の(3)の「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】 11ページ資料No.6の「平成30年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

これは、本年の3月14日に開催されました平成29年度第7回の本審におきまして審議され、成案として今年度の審議会に申し送りされたものでございます。

本日ご承認いただければと思っております。

審議の進め方の要点といたしましては、専門部会の審議回数を概ね3回とすること。

審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議をもって審議会の決議とすること。この場合、全会一致での決議を原則とすること。

香川県最低賃金の効力発生日は10月1日、特定最低賃金の効力発生日は12月15日を努力目標とすること。

来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において意向確認を行うこと等でございます。

よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ござ

いますか。

《各委員より「なし」の声あり》

【松浦会長】 それでは、本年度の最低賃金の審議につきましては、ただ今承認いただいた「審議の進め方」により進めることといたします。

なお、この「最低賃金の審議の進め方等について」でございますが、審議の確認事項といたしまして、従来 of 慣行に従い局長あて報告したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは局長への報告文（案）でございますが、事務局で配って下さい。

【事務局より各委員へ報告文（案）配付】

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で説明してください。

【賃金室長補佐】 では、読み上げさせていただきます。

平成 30 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね 3 回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後 5 時 15 分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については平成 30 年 10 月 1 日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 平成 30 年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行

どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、平成 30 年 12 月 15 日を努力目標とする。

- (4) 平成 31 年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それではこの（案）を取りまして、局長に報告いたします。

【会長より、局長へ報告文を手交】

【亀澤労働局長】 ありがとうございます。どうぞよろしく願います。

【松浦会長】 次に議題（4）の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」に入ります。

事務局の方で説明をお願いします。

【賃金室長】 ただ今ご審議いただきました「平成 30 年度最低賃金の審議の進め方等について」の 1 の（5）について再度ご確認をお願いしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

そして、本日ご確認いただいた「平成 30 年度最低賃金の審議の進め方等について」の 1 の（5）におきまして、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の議決をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定されているところでございます。

したがいまして、「香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございますので、本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いした次第でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今説明のありました、各専門部会の決議をもって審議会の決議とする最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、再度確認をお願いいたします。

では、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明してください。

【賃金室長】 今後の審議等について、説明させていただきます。

まず、最低賃金法第25条第2項により香川県最低賃金専門部会を設置することになります。これは本日お配りしている「最低賃金決定要覧」の148ページに記載されております。その他の条文等もご確認いただきご活用いただければと考えております。

専門部会は同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

したがいまして、労使各3名ずつの委員の推薦をお願いいたします。

推薦日程は、本日7月4日推薦公示、7月17日締切りとし、7月18日に任命予定とさせていただきます。

また、専門部会の設置手続きと併せまして、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取に係る公示を本日举行させていただきます。

意見の提出期限につきましても、まことに期間が短くて申し訳ございませんが、7月17日までとさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

その後、専門部会を3回程度開催し、審議の上8月6日までに結審し、全会一致の結審になれば、審議会令第6条第5項を適用して、

改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

その後、改正内容の公示を 15 日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を開催し、局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、局長あて答申を行います。

同日、官報公示文を本省へ送付し、官報掲載され指定発効でなければ 30 日経過後が発効日になります。

異議がなければ、異議審は開催しません。

【松浦会長】 はい、以上の説明について何かご質問ございますか。

《各委員より「なし」の声あり》

【松浦会長】 最後に、議題（5）その他に入りたいと思いますが、事務局の方で何かございますか。

【賃金室長】 すでにお目通しいただいているとは思いますが、本年 6 月 27 日に全国労働組合総連合四国地区協議会から「四国の最低賃金の大幅引き上げと地域間格差の是正を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますので報告いたします。資料 No. 14 でございます。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料 No. 7 から資料 No. 13 をお配りしております。

13 ページ資料 No. 7 は、「平成 30 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金 10 月 1 日の発効を目指すとすれば、黄色で塗りつぶしたところを見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8 月 6 日（月）までに答申をいただく必用があるということになります。8 月 6 日（月）の答申ですと、左端を見ていただくと発効予定日が 9 月 30 日となっておりますが、これは法定日発効の場合です。指定日発効となりますと、10 月 1 日を指定しての発効ということになります。そのすぐ下の行を見ていただいて、答申が翌日の 8 月 7 日になると、発効は 10 月 3 日になってしまうというこ

とになります。

重ねて申し上げますが、10月1日の発効にするためには、8月6日（月）までに答申をいただきたいということです。

次の14ページは特定最賃です。12月15日の発効を目指すとなれば、黄色く塗りつぶした欄のところで、おそくとも10月17日（水）までに答申をいただく必要があるということになります。

13ページの「平成30年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」に戻っていただいて、仮に8月6日に答申をいただけたら、異議の申出の締切日は8月21日となります。異議申出があった場合は翌8月22日に審議会を開催いたします。

15ページ資料No.8は、「平成29年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑦が本審、それから運営小委員会、去年は8月1日に開催しております。半分から下が専門部会でございます。香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうち3回金額審議を行っております。特定最賃4業種につきましても、それぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

17ページ資料No.9は平成30年6月15日閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018」「未来投資戦略2018」それから、諮問文にも書かせていただいております平成29年3月28日に決定されました「働き方改革実行計画」の抜粋でございます。

19ページ資料No.10は平成29年度賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

31ページ資料No.11は香川労働局職業安定部が5月末に発表した平成30年4月の雇用情勢等です。机上に最新の平成30年5月分をお配りしておりますが、雇用情勢判断は「改善が進んでいる」とさ

れております。

37 ページ資料No.12 は財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済概況です。総合判断としては、「県内経済は、緩やかに回復している。」とされております。

49 ページ資料No.13 は日本銀行高松支店が平成30年6月11日に発表した香川県金融経済概況です「香川県内の景気は、回復している。」と書かれております。

また、今日配布している「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主だった内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、リーフレットですが、厚生労働省において行っております「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」を周知するためのものでございます。

一つは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川県働き方改革推進支援センター」の利用案内です。

もう一つは、「業務改善助成金」ということで、賃金改善に取り組む中小企業に対して、一定の要件を満たした場合に助成金を支給するというものでございます。

それから、現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。今後、専門部会におきまして、調査結果等を取りまとめ、ご説明申し上げる予定としております。

説明は以上です、よろしくお願いたします。

【松浦会長】 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明及び審議会資料に関して何かご意見はございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

【松浦会長】 その他事務局から何かございますか。

【賃金室長】 ありません。

【松浦会長】 それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言ございませんか。

なければ平成 30 年度第 1 回の本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――